

(様式 1－3)

福島県（南相馬市）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和7年4月時点

NO.	220	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業) 小屋木地区(基金型)	事業番号	(5)-40-102		
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)			
総交付対象事業費		(1,932,444) 2,896,390(千円)	全体事業費	(2,252,625) 3,151,625(千円)			
帰還・移住等環境整備に関する目標							
<p>避難指示区域のある南相馬市において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理を行いながら、水稻を中心とした営農活動を行ってきた。</p> <p>しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が困難となり、施設の劣化や機能低下が見られる。</p> <p>本市小高区においては、震災後の自主避難や作付け制限、除染等により営農再開できない農地が散在し、面的な営農再開が進まない状況もあるが、一部地域では作付けが再開されており、本地区においても、農家の営農意欲が強く、担い手農家への農地利用集積を図りながら、営農再開に向けた取組みが行われている。</p> <p>よって、本事業を導入することにより、大区画化等、効率的に営農を行える基盤を整備するとともに、担い手農家への農地利用集積を図り、農村地域の営農再開を加速化させるものである。</p>							
事業概要							
<p>本地区担い手をはじめ多くの農家は営農再開意欲が強く、基盤整備を行うことで、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上、農作業の協業化、担い手への農地集積を促進し、地域の復興再生に資することを目的とする。</p> <p>受益面積 A=62.8ha(小屋木(こやぎ)地区)</p>							
【申請にかかる事業概要】							
<p>第50回申請については、整地工、石礫除去工、用水路工、暗渠排水工、客土工、測量業務、換地業務、農業経営高度化支援事業を実施する。</p>							
【南相馬市復興計画】							
<p>主要施策3(経済復興)－基本施策3-1(産業の再生)－主な方策(農林水産業への支援)</p> <p>被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。</p>							
【福島県復興計画】							
<p>6 農林水産業再生プロジェクト－農業の再生－④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進・⑤農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備</p>							
当面の事業概要							
<p><令和4年度></p> <p>測量設計、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和5年度></p> <p>区画整理工(整地工、排水路工、道路工)〈A=43.2ha〉、測量業務、用地買収、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和6年度></p> <p>区画整理工〈A=43.2ha〉、区画整理工〈A=16.2ha〉、測量業務、用地買収、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和7年度></p> <p>整地工、石礫除去工、用水路工、暗渠排水工、客土工、測量業務、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和8年度></p> <p>用水路工、暗渠排水工、測量業務、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和9年度></p>							

用水路工、測量業務、換地業務、農業経営高度化支援事業

地域の帰還・移住等環境整備との関係

農用地及び農業用施設の維持管理が不可能となり、施設の劣化や機能低下が顕著であるため、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による農業生産基盤の整備を行う必要がある。

関連する事業の概要

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）
小屋木地区 位置図

位置図

